

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成30年 6 月 27 日（水） 17:35～17:55
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

- | | | |
|----|--------|------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<提案者>

- | | |
|-------|------------------------|
| 齋藤 和弘 | 新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課長 |
| 小出 隆嗣 | 新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課係長 |
| 瀬戸 則文 | 新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課係長 |

<事務局>

- | | |
|-------|-----------------|
| 河村 正人 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 小谷 敦 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 外国人農業支援人材の受入要件の緩和について
 - 3 閉会
-

○小谷参事官 続いて、3 コマ目ということになります。「農業支援外国人材の受入要件の緩和について」ということでございます。これにつきましても、すみません。資料、議事の公表・非公表について、もしあればお願いいたします。

○齋藤課長 こちらも、具体的な専門学校の名前ということなので、先ほどと同じような対応をしていただけると助かります。

○八田座長 分かりました。

○小谷参事官 それでは、八田座長、よろしくをお願いします。

○八田座長 それでは、引き続き、これについても御説明をお願いいたします。

○齋藤課長 では、国家戦略特区農業支援外国人受入事業の新規提案について、御説明させていただきます。

新潟市における国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業につきましては、平成30年 3

月9日の諮問会議で認定をいただきまして、平成30年5月23日に新潟市適正受入管理協議会を設置させていただきました。現在は、特定機関の確認申請の受付が始まっている状況となっております。今回の提案は、現行制度をより有効的に実施することを目的として、外国人農業支援人材の対象者に、農業系専門学校の卒業カリキュラムを修了した者を追加するという提案になります。資料に沿って説明させていただきます。

資料の1ページ目、左上、現状ですが、そちらに記載のとおり、新潟市内の専門学校によると、農業系専門学校留学生が、日本で農業技術、知識を習得し、卒業後に日本で就農を希望しても、現行法令では在留資格が認められていないため、帰国せざるを得ない状況があったということでございます。これは既に実例があったということでございます。

また、国家戦略特別区域農業支援外国人材受入事業においても、農業系専門学校を修了した留学生は、外国人農業支援人材の対象として明確になっていないため、人材活用ができないという状況です。

それに対する新規運用提案ですが、ページの右上で記載のとおり、外国人農業支援人材が満たすべき要件対象に、農業系専門学校の卒業カリキュラムを修了した者を追加していただけないかというところでございます。この場合において、解釈通知では、専門学校の取扱いが明確でないため、特区の外国人受入事業の解釈通知の改正が必要と考えております。

ページの左下で、現行制度の比較となっております。現行制度の内容は示しておりますが、こちらは国家戦略特区法施行令及び解釈通知により規定されているものとなります。この表の実務経験の欄ですが、現行は、農作業に関する1年以上の実務経験を有する者とされていますが、今回の提案では、農業系専門学校で外国人農業支援人材の要件に相当する卒業カリキュラムの修了により、現行制度と同様にみなして扱ってはどうかというものでございます。なお、留学生とともに学んだ日本人が専門学校卒業後、農業生産法人等に就農している現状から、規制緩和がされれば、留学生も日本人と同様に、就農が可能と考えており、本事業で外国人材の供給が増え、事業促進にプラスになると考えております。

専門学校では、座学に加えて近隣の農家で週2回の実習をしています。さらに、留学生に対しては、通常のカリキュラムとは別に、日本語学習の授業もあるということです。日本語の会話や実際の日本の農作業においても、一般的に日本で行われる作業を体験していることから、知識・技能を有した人材と見ることが可能と考えております。

ただ、この提案を検討いただく中で、専門学校を卒業するだけでは、本事業の実務経験に該当しないといった御意見が国のほうからあった場合には、卒業までのカリキュラムの他に、独自のカリキュラムや現場実習を追加で行うことも可能ということを専門学校と、今、話をしております。

なお、表の一番下、必要な知識及び技能ですが、現行制度で民間が実施する試験、これは農林水産省が民間に委託して行う外国人材の技能評価試験になるのですが、これに合格した人については、外国人農業支援人材としてよいのではないかと考えております。つま

り、専門学校2年を卒業して、この試験が先回の外国人材の説明会で、農林水産省は国内でもやっていいのではないかみたいな話も出ておりますので、専門学校に在学中に、国内でこの試験を通った人は、そのまま人材として認めていいのではないかとということでございます。ただ、その試験では代替できないという指摘があれば、また新たに（仮称）外国人農業支援人材適正評価試験を作って、実施することもできるという形の話、専門学校としております。

また、新潟市の魅力として、新潟の農業系専門学校を卒業したら、新潟で就農できるということも考えられます。こういったことによって、新潟市としては、この事業を、外国人の活用をもっと有効的にできるものと考えております。

参考として、その下ですが、新潟市内のA専門学校では、現在、その学校には、平成30年度卒業見込みが日本人を含めて66人、うち留学生が3人、その3人のうち、就農希望者が2名。平成30年の今年の入学者が59名、うち留学生が6名、6名とも農業関連学科に在籍しているところでございます。

以上の内容をスキームに示したものが、次のページでございます。図の真ん中で示した農業系専門学校を卒業する留学生が、その下に伸びる矢印にある①が農林水産省が行う試験になりますが、これを合格した者、あるいは、それがダメであれば、新しく作る適正評価試験に合格した場合は、農業外国人材になるというスキームになっております。

なお、スキームの左上に、この提案のメリットを改めて記載しております。日本の農業知識・技術を有する人材の確保が可能になること、計画的な外国人材の確保が可能であること、大卒になると技人国相当ということで、在留することが可能ですが、大卒と技能実習生の中間的な人材と捉えております。こういった人材の活用を考えております。

また、帰国後に日本の農業知識・技術を伝えることができる人材等が育っていくと考えております。

もう一点が、渡航費用の負担軽減を、今、考えております。留学中に日本の就農が決まれば、一旦帰国しなくてもそのままいていいのではないかと。これは留学ビザの関係がございしますが、そちらは後ほど説明させていただきます。

また、就労を目指す学習意欲の高い勤勉な人材という、こういう人材の確保が可能ということがメリットで考えております。

最後のページになります。説明の前に、在留資格についてですが、御承知のとおり、専門学校の留学生は留学の資格、本事業での農業外国人の活用の在留資格は特定活動として入国します。今回の提案は、その在留資格を留学から特定活動に変更する必要がありますが、国家戦略特別区域法第16条の5で、本文に、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人と規定されておりますので、留学生の在留資格の変更が想定されておられません。こちらについては、特区法の改正が必要と考えております。また、東京入国管理局に確認したところ、1回の入国に際しては一つの在留資格が原則と聞いております。その上で、参考資料となりますものがそのページになりますが、法務省入国管理局のホームページで公開

されている内容のものです。こちらは、介護の在留資格のものです。介護福祉士の養成で留学し、介護福祉士の国家資格を取得した場合は、黄色の枠で記載のとおり、在留資格を「留学」から「介護」に変更し、その後、介護福祉士として業務従事できる内容でございます。

今回の新潟市から提案させていただいている内容についても、こういったものの参考に御検討いただければと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の方から。

○八代委員 質問なのですが、これは通常の卒業カリキュラム修了と書いてあるのですが、卒業とは違うのですか。

○齋藤課長 今、通常の2年の専門学校を想定しております。4年いて、大学資格を取れるようなコースもあるのですが、通常、2年で専門学校を卒業していきますので、2年で卒業したら、そのままに在留させていただきたいという提案です。

○八代委員 だから、卒業と同じですね。普通の2年の。

○齋藤課長 はい。

○八代委員 分かりました。

それから、最後のはすごく面白い点で、介護も別に大学を出る必要がないので、高校的な専門学校で構わないから、介護でいいなら、なぜ農業でやらないかという理屈は割と面白いと思います。

それと、農業系専門学校というのは、高専ではなく普通の高校なのですね。

○齋藤課長 普通の専門学校。

○八代委員 普通の専門学校ですけども、つまり、他の文部科学省の学校の規定に相当するのは、専門学校ですけども、大体卒業すると高卒者と同じぐらいのレベルなのかという点がよく分からないのですけれども。

○八田座長 学校法人ではないのでしょうか。

○齋藤課長 はい。確認します。

○八代委員 学校法人ではないと。予備校と同扱いですか。

○八田座長 そうです。高専は文部科学省の認める学校です。

○八代委員 そうですよね。短大扱いですね。

高専とは違うと。だから、介護と同じ扱いですね。介護の専門学校と同じだということですね。それで、ちゃんと週2回の実習は今でもやっているし、さらに不足ならば、この外国人農業支援人材適正評価試験を国内でも実施ということは、今は海外でしかやっていないということなのですか。

○齋藤課長 農林水産省が今回作った制度で、年度末までに海外に7カ国でやると言っていたのですが、2月の説明会の際には、国内にいる間に、畑作と畜産の2種類があります

ので、その入替えということも考えられるので、国内の試験も考えていますみたいな発言はされていまして、需要に応じてみたいな話はしていました。

○八田座長 基本的には、例の修練制度で日本で働いて、母国に戻る。その後、母国に帰国して、一定の技能をちゃんと証明した人は、日本に戻っていいよと。そうして、かなり上のレベルで行きましょうと。それは元々の狙いですよね。ただし、大学では別ですと。大学では直接でいいですよと。元々はそういう建付けだったわけですよね。

これはいつこの制度が始まったのですか。

○小谷参事官 既にスタートしています。まだ外国から人は来ていませんけれども、新潟市などは事業者募集中ですね。

○八田座長 それでは、ちょっと時期尚早的なところはありますよね。まだ始まっていないときに、制度を変えてしまうと。しかもこれはかなり根幹的なところですよね。これは元々の狙いが関係を築いた人たちの中で、戻ってもまだやりたいという人には、来てもらおうということですからね。

○齋藤課長 実際の現場の話で言うと、技能実習を今、受け入れているところが、今回も外国人を受け入れようということで、今、実際には海外のリクルートの部分がちょっと課題になっていて、送り出し機関等とも話をしている中で、そういった人材を探しているのですけれども、ここの専門学校が職業実践専門課程という文部科学省の認定を受けている学校で、実際の現場作業は農家に行っていてやっているのですよね。かなり大規模な農家でやっていますので、そういったところは、学生を見て、その学生の適性とかを見てかなり実施をされている。その中で、いい人がいたら是非採用したいということは、学校とも相談しているという部分がありますので、本来はそういった部分は悪いのですが、実際に、外国人材がどういう人材かというのは、実際の現場で見ることはできるかなとは思っています。

○阿曾沼委員 結局、元々2年制を1年過程追加するとなると、高専と同様の3年制にしてやってくださいということですか。

○齋藤課長 私どもは、2年で卒業したら、十分現場に出られる。日本人も農業生産法人に入っているのです、いいのではないかと。

○阿曾沼委員 必要に応じてと言うから、これは必要ないだろうという話ですよね。

○齋藤課長 ただ、技能実習が3年なので、技能実習より短くて入るのではないかみたいな議論があれば、もう1年と。

○阿曾沼委員 1年、これはこれで大変ですよね。

○齋藤課長 元々1年の専門課程はあるので、そちらを受けさせることはできますし。

○阿曾沼委員 それを充当すると。

○齋藤課長 当然、今回のものが技術だけではなくて、経営の部分にも参画するような人材みたいなものを特区の中でうたわれておりますので、2年制課程の中でも農業経営も学ぶのですけれども、1年課程になったらよりそういった部分も学ぶということを聞いてお

りますので、そういったところで代替できるという、もしダメと言われたら、そういうこともできますという形になります。

○八代委員 それから、介護の場合は、一応国家試験を受けますからね。だから、民間団体がやっているのも、本当は農林水産省に国家試験化ということはないですけども、ちょっと格上げをしてもらおうとやりやすいかもしれませんね。

○齋藤課長 農林水産省は今年海外でやると言っているのも、国内でやっていただければ。

最近、農林水産省とちょっとお話ししたら、どれくらい需要があるかによって考えるみたいな話がありますので、逆にこの制度があれば、今年の卒業者を見据えて、日本で試験をしてくださいということも提案できるかと思います。

○八田座長 美容師の場合には、全然できないですよ。国家試験が受かってもダメなのですよね。

○齋藤課長 そうですね。

○八代委員 農業は、実際に体験するほうが、理論よりも当然重要なわけで、介護もそうですけれどもね。ただ、ちょっとさっき八田座長が言われたことで、確かにこれは本当にニーズはすごくありますね。いわゆる中度人材というか。だけれども、おっしゃったように、労働力だけではなくて、経営も学ぶというのが一つのポイントなので、そこは是非学ぶ。農業ビジネススクールというのは大げさですけども、そういう農業経営をちゃんと教えるのだというコースが必要ですね。

○八田座長 修練制度が、相当低賃金労働の制度になってしまったから。

○八代委員 悪用されていますからね。

○八田座長 それをちゃんとこれで出口を作って、きちんとしたものにして、将来は、こっちの中心になるのでしょうかから、その段階では、おそらくこういう専門学校等にすることも対象になってくるのではないかと思うのですけれどもね。今は、いかにも早い感じがありますよね。

○八代委員 ただ、準備しておくのは大事で、ここは新潟市がかなり関与して、日本人と同一労働同一賃金というのは絶対労働局かどこかが目を光らせていないとまずいというか。

○齋藤課長 賃金の話で言うと、今回のものをやっても、私どもでもかなり問題になって、ある農業者が最低賃金で雇えるのでしょうと言ったら、それは無理ですというお話をしているのですけれども、実際の農業の現場でいくと、今、新潟の最低賃金は778円なのですが、それでパートを募集しても、日本人は来ないです。畑作とかですと、大体1,000円ぐらい。畜産になるともっと高い単価で雇っていますので、それでも日本人が来ないということになりますので、外国人材を活用したいというところになっています。

○八田座長 そこが問題ですね。日本人と同じように働くならいけれども。

それでは、阿曾沼委員は。

○阿曾沼委員 結構です。

○八田座長 それでは、とにかくこれは一つの可能性としてあれですけども、先ほどの

御提案のほうが緊急性は高いですね。

どうもありがとうございました。